福 井 事 務 機

一般事業主行動計画

　社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図りはたらきやすい環境の

整備を行うため、次のような行動計画を策定する。

（１）計画期間　　令和３年１１月１日　～　令和６年１０月３１日（３年間）

（２）計画内容

　　　目標１：　働き方・休み方改革

・令和６年１０月までに年次有給休暇の取得率を一人当たり、

平均年間９日とする

　　　〈　対策　〉

令和３年１１月　～　計画的な有給休暇（　スポット休暇・連続休暇　）の

取得を行うことを改めて周知する。

　　　　令和３年１１月　～　半日休暇・時間単位有給休暇・入社から入社半年間の

　　　　　　　　　　　　　　有給休暇の特別付与などの多様な有給休暇の活用を勧める。

目標２：　長時間労働削減策

・退社後の時間は自己の成長のため、家族のため、趣味のために使い

一日を二度楽しむ。

・令和６年１０月までに、所定外労働の削減を目指し、管理監督者を

除くフルタイム労働者の法定外時間外の上限を１０時間にする

　　　〈　対策　〉

　　　　 令和３年１１月　～　「早く帰るDAY」の毎週水曜日、月末金曜日は、

定時退社を周知し、「早く帰るDAY」の１６時に

意識づけのためのアナウンスをPC上で行う。

　　　目標３：　仕事と子育ての両立

　　　　　　　　・子育て目的の休暇の充実と促進、３歳以上の子を養育する

　　　　　　　　　労働者への柔軟な働きかたの措置の実施

　　　〈　対策　〉

　　　　令和３年１０月　～　アンケートによる実態の把握

　　　　令和３年１１月　～　育児目的休暇の導入や子の看護休暇の時間単位取得など

　　　　　　　　　　　　　　規定の見直しを実施　(就業規則の整備)

　　　　令和３年１１月　～　相談窓口（本部長）を設置し、相談体制の整備の実施